

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長

新 田 正 樹

私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（義務教育段階））の計画調書の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展に御尽力いただきありがとうございます。

文部科学省では、Society5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しているところであります。また、新型コロナウイルス感染症に対応して持続的に学校を運営していく中で、ICTの活用により全ての児童生徒の学びを保障するためにも、一刻も早く児童生徒一人一人に端末を配備するなどICT環境を整えることが必要です。

これらを踏まえ、標記にかかる事業募集を行います。ついては、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請に当たっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（別紙1）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業であり、本通知においては以下の事業を募集することとする。

- ・ 児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（義務教育段階）

2. 本事業は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととする。

ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意すること。

3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第7条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。

[提出期限]

提出書類により〆切日が異なるため注意すること。

【別紙1について（都道府県において作成）】

令和3年5月10日（月）〆切 メールにて提出

【様式1～3及び必要書類（学校法人において作成）】

令和3年5月17日（月）〆切 メールもしくは郵送にて提出

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文科科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。また、事業計画を検討するに当たっては、設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

平成29年10月31日付け29文科高第683号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

注3 機器の調達に当たっては、サプライチェーン・リスクに対応するなど、サイバーセキュリティ上の影響に配慮すること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）
- ④ 私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について（別添1）

問合せ先： 文部科学省高等教育局私学部 私学助成課助成第四係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111（内線2547） FAX 03-6734-3396

私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について

1 事業募集等について

今回募集を行うのは以下の事業とし、補助対象学校種、補助対象経費、補助率等は別添2を参照すること。

- ・児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）

2 申請の単位

申請は、学校法人が設置する学校ごとに行うものとする。

3 提出書類

- ① 「私立学校情報機器整備費 事業計画一覧」（別紙1）
- ② 「私立学校情報機器整備費 計画調書」（様式1）
- ③ 「採択理由書」（様式2）
- ④ 「私立学校情報機器整備費に係る確認事項」（様式3）
- ⑤ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

4 「私立学校情報機器整備費 事業計画一覧」（別紙1）

各都道府県にて作成すること。作成に当たっては別紙1に記載している注意事項をよく読んでから作業すること。

5 「私立学校情報機器整備費 計画調書」（様式1）

- ① 作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例をよく読んで作業すること。
- ② 購入の場合とリースの場合で様式が異なるため注意すること。

6 「採択理由書」（様式2）

- ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
- ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
- ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上の見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ④ 3社以上の内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。
- ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

7 「私立学校情報機器整備費に係る確認事項」（様式3）

各項目の左の四角囲みに、該当の有無を記載すること。全ての項目に該当しないように十分確認を行うこと。

8 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい（別添参照）、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業者の見積書（表紙の右上に「採択」と記載すること。）を添付すること（原本証明は不要）。
- ② 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。
- ③ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼すること。

児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）

義務教育段階の児童生徒が1人1台の端末を用いて学習するため情報機器（以下「学習者用コンピュータ」という）の整備を支援

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部）

2. 補助対象経費

学校が整備する以下の経費

- ・学習者用コンピュータ（端末・キーボード）
- ・機器の運搬搬入に必要な費用
- ・機器の設置、据え付け、調整に必要な費用

リース契約についても可とするが、補助対象となる期間は、契約を締結した日から令和4年3月31日までの令和3年度の契約分に限る。

なお、以下に該当するものは補助対象外とする

- ・整備済みの学習者用コンピュータにかかる経費（継続して使用する場合のリース契約にかかる経費や、廃棄する場合のその撤去等にかかる経費を含む）
- ・令和4年度以降にかかる経費
- ・有償のソフトウェア
- ・補助対象整備台数を超えた学習者用コンピュータの整備にかかる経費
- ・他の国庫補助を受けている事業（予定を含む）
- ・前年度以前に契約が締結されている事業

3. 補助率等

補助対象経費の1/2以内

ただし、補助対象とできる学習者用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする

（補助申請額が予算額を上回った場合、原則一律の圧縮率を乗ずることとする）

4. 補助対象整備台数

本事業は学習者用コンピュータの整備を目的とするため、補助対象とできる整備台数は、当該学校の児童生徒数から既に学校で整備済みの学習者用コンピュータの台数を減じた台数までを基本とする

ただし、下記2点のどちらかに該当する学習者用コンピュータ（以下「減価償却済みの学習者用コンピュータ」という）の更新については、補助対象整備台数に加えることができるものとする。

- ①私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）の補助により整備した学習者用コンピュータであり、かつ、平成 14 年 3 月 25 日文科科学省告示第 53 号により定めた財産処分制限期間（パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）：4 年）を経過したもの
- ②私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）以外の財源により整備した学習者用コンピュータであって、減価償却済みのもの

例 1：全校生徒 100 名の学校で、既に 60 台の学習者用コンピュータを整備済みで、新たに 30 台の学習者用コンピュータを整備する場合（更新はなし）

100 名 － 60 台 ＝ 40 台（補助対象基本台数）

40 台（補助対象基本台数） > 30 台（整備予定台数）

⇒ 補助対象基本台数の範囲内であるため、整備予定の 30 台が補助対象整備台数となる

例 2：全校生徒 100 名の学校で、既に 60 台の学習者用コンピュータを整備済みで、新たに 70 台の学習者用コンピュータを整備するが、その 60 台のうち 40 台が減価償却済みの学習者用コンピュータの更新である場合

100 名 － 60 台 ＝ 40 台（補助対象基本台数）

40 台（補助対象基本台数） < 70 台（整備予定台数）

→ 補助対象基本台数を超えているが、減価償却済みの学習者用コンピュータの更新についても、補助対象整備台数に加えることができる

40 台（補助対象基本台数） + 40 台（補助対象更新台数） > 70 台（整備予定台数）

⇒ 上限の範囲内であるため、整備予定の 70 台が補助対象整備台数となる